

めぶきクリニック行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日（3年間）

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。（次世代法）

<対策>

- ・令和6年10月～従業員へのヒアリング等の実施
- ・令和7年4月～ヒアリングに基づく現状把握や課題確認
- ・令和8年4月～制度に関するパンフレットの作成
- ・令和9年4月～従業員へ提示及び推進

目標2：計画期間中に、女性正規雇用従業員の比率が、女性従業員数における25%となることを目標として、女性パート従業員に対し、非正規雇用から正規雇用への転換を推進する。（女活法）

<対策>

- ・令和6年10月～女性パート従業員へのヒアリング開始
- ・令和7年4月～ヒアリングに基づき現状把握や課題確認
- ・令和8年4月～女性パート従業員へ順次打診
- ・令和9年4月～順次、正規雇用への転換を実施